

# せのう 孝夫 市政報告 No. 45



## 声を かたち に 夢を くらし に

第2回6月定例議会での質問では、ベーシックサービスを基調とさせていただきました。ベーシックサービスとは、医療や介護、教育など生きていくうえで不可欠な基本的なサービスは無償化する、或いは経済的負担を極力軽減していこうという考え方に基づく政策を言います。全ての人に対して平等に、生命の維持や介護、教育機会を提供することで、経済的不平等を解消させることです。それによって、誰もが生き生きと自分らしく暮らせる社会、豊かな社会の創出に繋がります。従って、政治の普遍的課題として充実させていくことが肝要であると考えています。

本市の施策にも、より多くベーシックサービスが反映されるよう、今後も提案を続けていきたいと思いますが、そのための財源への議論も重要であり、この理念の共有に向けた理解も必要となるでしょう。個人の幸福と社会の発展に繋がるものですが、同時に、国レベルでは税の在り方としての、本質を問うものでもあります。今は、教育の無償化の流れも出来上がりつつありますので、ベーシックサービス分野における過渡期とも言えると感じています。

地方自治体としては、公共料金の徴収や分配等における研究や研鑽、検討を重ね、ベーシックサービスの理念に近づける施策を提供していただきたいことを願うものです。

## 6月議会通告質問 【詳しくは議事録を参照】

### 1. 高齢者の難聴支援

加齢性難聴は、難聴を自覚した場合はなるべく早く補聴器を使用することが、聴覚機能の維持に役立つともいわれています。しかし、現役を退いた年齢から求めるものとして補聴器はあまりに高額です。現状では、購入費用の一部助成制度を活用できる対象は障害認定されている方に限られます。

市では、高齢難聴者は市内にどれくらいの数になるかは分からないということですが、一般的に70歳以上で約半数にのぼると言われており、早期発見と対応の必要性から、基本健診での聴覚検査を追加できないかについて、本市として高齢者の難聴基準を設け、その該当者に対しては補聴器購入の際に一部を助成する、新たな制度の創設について質しました。

### 解説

2017年9月議会で、子どもと高齢者の難聴について取り上げています。5年が経過しようとしている今回は高齢者としておりますが、難聴基準のガイドラインを設けてほしいという点では、通底しています。

補聴器は保険適用外であることから、一般的なものでも片耳で 15 ～ 30 万円ほどと高額で、可能であれば両耳に着けた方が良くとされていますので、年金暮らしの高齢者には厳しい買い物となりますが、補聴器購入の公的補助は、高度難聴、重度難聴の身体障害者手帳保持者に限られています。

高度難聴の人は両耳の平均聴力が 70 デシベル以上 90 デシベル未満であり、90 デシベル以上の人が重度難聴とされ、正常は 40 デシベル以下と理解します。従って、40 デシベル以上 70 デシベル未満の人は中等度難聴のカテゴリーに入り、この人達は、公的補助の対象から外されている。そこで、中等度難聴者に対する、独自基準の創設の必要性について取り上げました。

東京港区は、港区モデルを実施していますが、切れ目のない支援として有名です。難聴の早期発見から補聴器の購入前の相談、補聴器の効果を確認するための一定期間無料のお試し期間を設け、医師・専門家の適切な指導の下で購入でき、その補聴器は助成されるという丁寧な取り組みです。

また、補聴器選びも重要であるとした視点も、港区モデルの優れたところ です。

加齢性難聴者は、認知症になるリスクも高くなると言われています。耳からの情報が入りにくい状況が続くことで、脳への刺激も少なくなり衰えやすくなると考えられます。また、社会参加を自ら躊躇させる要因ともなりかねません。円滑な会話は、うつ病の予防にもつながるという指摘もあります。これらの課題に対応する施策が求められると考えます。

従って、単に補聴器が高額だから助成をお願いしているのではなく、聞こえにくいことは障害手帳の有無は関係なく、社会性を帯びた健康長寿という観点からも、高齢者支援の新しい制度として検討をお願いしたいとの理由から取り上げた次第です。

## 2. 乳幼児健診の検査項目追加

1 点目は、視覚異常の発見率を高める屈折検査機器の導入についてです。

近年、眼鏡を使っても十分な視力が得られない弱視や乱視などの視覚異常の子供は 50 人に一人ほどいるとされ、その該当する子らを漏れなく、目の機能が発達する 6 歳ぐらいまでの間に発見し、速やかに治療に繋げることが極めて重要となります。

併せて、検査における発見率を高めることも求められます。一般的には家庭で簡易な検査を行い、問題があれば検診会場で保健師が 2 次検査を実施するというものですが、この様な方法では見逃すリスクも高いと言われています。

そこで、精度の優れた「フォトスクリーナー」と呼ばれる屈折検査機器を導入する自治体が増えています。3 歳児健診を受ける全ての幼児に検査を実施することによって、早期発見及び、精密検査が必要とされた子供を眼科医に繋げる割合も、格段に増加しているということです。3 歳児健診などの際に、屈折検査を追加導入すべきと質しました。

2 点目は、小児のいびきについてです。

乳幼児のいびきは、アデノイドという鼻の突き当りにある組織の肥大が主な原因と考えられています。睡眠障害によって体の成長にも影響を及ぼす場合もあり、たかがいびきと侮ることなく、親御さんには口呼吸などにも、意識を持っていただくことが肝要です。

乳幼児健診は生後 4 か月ごろの第 1 回目から始めて、虫歯予防教室の 2 回を合わせると、概ね 6 回ほど実施されているかと思いますが、それぞれ問診票による記入又は確認のための項目があると思います。

アデノイド肥大は、手術を必要とする場合もありますので、その問診票に、いびきの項目を加えることを提

案しました。

## 解説

屈折検査機導入を提案しましたが、屈折検査機による弱視の発見率に関して、精度の良さを示す数字が示されています。

フォトスクリーナー導入後の発見率は、島根県松江市で 0.6%から 3.6%に増え、6 倍になります。静岡市では 0.3%から 2.3%ですので、約 8 倍です。群馬県では 0.1%から 2.3%ですから、23 倍にもなっています。

また、フォトスクリーナー購入に際しては、国の補助制度があります。1 台 120 万円程度と高額ですが、厚労省は今年度予算で、市が購入する経費の半額を財政支援することを、母子保健対策強化事業の中に設けています。

日本眼科医会の常務理事の話として「子どもの弱視が見逃されている問題に気付いていない自治体関係者もまだ多い」「補助があるのだから、それを活用して、屈折検査機がすべての自治体に広がってほしい」と訴えています。

次に、3 歳児健康診査票に、いびきの項目追加の必要性についてです。

一般的に、大人の場合は太った人がいびきをかく傾向があると言われてはいますが、やせていてもひどい人がいます。もしかすると、こういった人は子どものころから程度の差こそあるにしてもアデノイド肥大であった可能性も否定できないのではないのでしょうか。当時の親御さんが気にかけていたかどうかによって、大人になっても影響が残る場合もあるかもしれないと感じます。

子どものいびきの啓発を目的として取り上げたものですので、市の広報誌に掲載するとか健診会場にポスターを掲示するなど、母親をはじめとして保護者への意識と早期発見に繋がる取り組みを要望しました。

## 3. 医療用補正具の購入費助成

医療用補正具の購入費助成として、ウィッグ(医療用かつら)などの外見補正具購入費用に対する助成制度導入を取り上げました。

がん治療によって髪の毛が抜けたり乳房を切除するなど、著しく外見が変化する場合があります。それぞれの外見変化に対応する補正具がありますが、医療用かつらや人工乳房などの購入に対して、助成制度を設けている自治体もあることから、本市としても前向きに検討してほしいと考え、2018 年にも同じ内容で質問しましたが、再度取り上げました。

## 解説

医療用ウィッグなどは、外見をケアするという意味の、アピアランスケアとも呼ばれます。

外見変化を支援する目的については、患者と社会を繋ぐことにあります。外見変化によって仕事をやめたり、家に引きこもったりする気持ちの落ち込みを防止する効果があります。しかも、老若男女の違いも関係なく、全ての人に当てはまる普遍性がある点も着目すべきです。

先進事例を一つご紹介したいと思います。犬山市では、ウィッグや乳房補正具以外に、治療によって敏感になった頭皮を保護するために着けるケア帽子、頭皮保護用ネット、髪の毛が付いた髪付き帽子も補助するそうです。ただし、愛知県では、市町村が購入費を助成した場合、県が半分を助成する制度があります。福岡県も昨年度から実施しています。この様な状況を鑑み、是非、館山市からも千葉県に対して、助成制

度を設けるよう、強く働きかけてほしいと思います。

ビューティーではなくサバイヴという視点が大事です。美しさのためではなく生きるために必要なものという捉え方であり、これは、精神衛生上の観点からも、理解できます。白血病で髪の毛を失った方は「髪は命と同じぐらい大切なもの」と、表現されています。市もアピアランスケアの重要性を深く認識し、今後の施策に反映してほしいと願うものです。

#### 4. 人工呼吸器使用者への支援

自家用発電機の購入費助成について質しました。障がい等で、日常的に人工呼吸器や、痰を吸引するために機械を使用される方がいますが、機器の多くは電源を必要とします。近年は自然災害の発生件数も多く、それによって停電になると在宅ケアができなくなり、たちまち命の危険にさらされてしまいます。

この様な方たちを支援するための新しい制度の創設として、自家用発電機の購入に際し、全額自費で購入するにはとても負担が大きなものとなりますので、自家発電機と外部バッテリー購入費用の助成を質問しました。

##### 解説

3年前の台風では、私の地域では1週間電気が止まりましたが、ごく近い地域でありながら2週間近く停電していたご近所もありました。地震や大雨などの大規模な自然災害も停電の要因となり、これからは、今まで以上に災害に見舞われる確率は増えるともいわれています。また、停電の復旧は何時になるのか保障もありません。

人工呼吸器を使用されている方々にとっては、停電になったと同時に、間を置くことなく使用できることが何より重要です。命にかかわるものなので、日常生活用具として追加してほしいと思います。

停電時に備え発電機を購入するにも、すべて個人負担というのは大変です。埼玉県久喜市では、発電機1台10万円、バッテリー5万円を上限に、購入費の9割補助を実施しており、こういう事例も参考に検討してほしいと思います。

#### 5. 学校給食の牛乳用プラスチックストロー廃止へ

学校給食での牛乳用プラスチックストローを使用しない容器への変更について質しました。

何気に使用しているストローはとても小さな存在ですが、幼稚園児から中学生までの幼児・児童・生徒が毎日、使い捨てとして消費するものであり、膨大な量に達します。言わずもがなですが、プラスチック製品の削減は社会の潮流となっています。特に、学校・教育現場であれば、地球温暖化や海洋汚染、ごみの減量化など環境問題を喚起させる、大いに意味のある取り組みかと思えます。

現在、給食用の牛乳業者は本市以外の広域に供給しており、館山市独自でそのような容器を選択できるわけではありませんが、事業者に向けて将来の方向性を示すストローレスへの働きかけをお願いしたいと訴えました。

##### 解説

ストローを使用しない容器への変更については簡単なように見えますが、業者にとってはシステムの改修と言った大きな負担となることも考えられます。また、ストローレスの容器は就学前の園児などには開けにくい

と言った問題もあります。そこで、出来るだけ簡単にということでは 例えば、紙製のストローなど、プラスチック以外の素材に置き換えるとか、幼稚園児でも開けやすい、開け口の研究を促すことも考えられると思います。そういう、転換に向け強いメッセージ性のある発信を、本市に担っていただきたいことを願います。

## 請願第 13 号 『ご当地ナンバー導入に係る請願』

表題の総務委員会質疑に関しましては、市政報告臨時号に掲載しました。6月28日第2回議会最終日には本会議において採決があり、継続審査が賛成多数で可決されました。

この最終日の本会議での採決の内容は「ご当地ナンバー導入に係る請願」への賛否ではなく、総務委員会で採択された継続審査に対する賛否となります。つまり、委員会で賛成多数となった「継続審査」に賛成か反対かを問うものです。この点が、一般的にはとても分かりにくいところかと思えます。

そして、継続審査に『反対』という意見が多数であれば、請願は受け付けられず『廃案』となり、継続審査に『賛成』であれば9月議会まで継続となり、『結論は持ち越し』となるものです。どちらにしても、6月議会では請願は『採択されない』ということだけは決まったのです。

そこで、龍崎滋公明議員から総務委員会委員長に対して『継続審査』とした理由を求める動議が発せられました。それに伴い、本会議場では先ず『動議』を認めるか否かの賛否が問われ、6対11の反対多数で否決され、動議で求めた説明は退けられてしまいました。

何故、説明理由を求める動議が受け入れられなかったのか、これは議会人として大きな問題を残してしまったと受け止めています。それは、市民が提出した請願は真摯にその審議に臨むものであり、当然、その判断に至った理由は、責任をもって説明すべき案件であるからです。言い方を変えれば、説明をすればいいだけの話です。総務委員会で『継続審査』を支持した委員及び、本会議場で説明を求めた動議に『反対』した諸兄も、その1票を投じた説明責任の必要性を強く感じるべきでしょう。

結果は多数決で決まるかもしれませんが、議論を避けていては『言論の府』たる議会人として機能を果たしていると市民からは思われたいでしょう。請願に賛成の意を表した4名は採決の際、どちらも支持することが出来ず、議場から退席という行動をとりました。

9月議会では、改めて請願を審査することとなりますが、なぜ継続審査にしたかも含めて、総務委員会として責任ある説明が求められると思います。

## 物価高騰に対する緊急要望書を提出

物価高騰に対する緊急要望書を、公明党館山市議団として5月24日、金丸市長へ提出しました。前回の市政報告 No44 では家畜の飼料高騰に触れていますが、6月議会ではこの助成制度も創設されました。

# 地方創生臨時交付金の有効活用へ向けた緊急要望書

金丸謙一 館山市長殿

令和4年5月24日  
館山市議会 公明党

## 地方創生臨時交付金の創設を受け

### 有効活用へ向けた緊急要望書

去る4月26日、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分」が創設されました。

これにより、地方自治体を実施する、生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取り組みをしっかりと後押しすることが、総合緊急対策に明記されています。

新たな対応分の実施計画の提出は7月29日締め切りとなりますが、既に各自治体の公布限度額が通知されており、6月議会で予算の議決・交付決定を行えば、対象事業に着手することが可能ですので、本市におかれましても積極的な活用のご検討をお願い申し上げます。

## 記

### 1. 生活支援

- 学校給食費等の負担軽減
- 生活に困窮する方々の生活支援
- 子育て世帯の支援
- 水道料金等公共料金の負担軽減

### 2. 産業支援

- バス・タクシーなど地域公共交通の経営支援
- トラックなど地域の物流の維持に向けた経営支援
- 水道料金をはじめ公共料金補助

以上